

高岡市資源再生品集団回収事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活に伴って排出される廃棄物の中から、再資源化できる物（以下「資源再生品」という。）を回収する団体に対し奨励金を交付することにより、ごみの減量化と資源の有効な活用の促進を図り、もって、集積場に出される資源物の無断持ち去りによるトラブルを解消するとともに、清掃行政の円滑化及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、資源再生品を集団で回収する市民の団体で次に掲げるいずれかの団体とする。

- (1) 市内の町内会又は自治会（町内会又は自治会内で活動する各種団体含む。）
- (2) 校下、地区又は区域単位で活動する営利を目的としない団体
- (3) その他特に市長が認める団体

(回収団体の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、高岡市資源集団回収団体登録申請書（様式第1号）を提出し、登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により登録したときは、当該登録を受けた団体（以下「資源回収団体」という。）に対し、高岡市資源回収団体登録通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(回収業者の登録)

第4条 資源回収団体が回収する資源再生品の引渡しを受けようとする業者は、毎年度、高岡市資源回収業者申請書（様式第3号）を提出し、登録を受けなければならない。

第5条 資源回収団体は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として資源回収を毎年実施すること。この場合において、回収日は、原則として当該地区の不燃物収集日以外の日とすること。
- (2) 回収した資源再生品は、資源回収業者に引き渡し、又は売却すること。
- (3) 資源再生品の分別回収に努めるなど回収品の資源としての価値を高めるようその取扱いに留意すること。
- (4) 資源再生品の集積場所の清掃に努めること。

(登録の変更及び廃止)

第6条 資源回収団体は、年度途中においてその登録の内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、資源集団回収団体登録変更・廃止届書（様

式第4号)により、速やかに市長に届けなければならない。

(対象品目)

第7条 資源回収団体が回収する資源再生品のうち奨励金の交付対象となる品目は、次のとおりとする。

- (1) 古紙類(段ボール、新聞、チラシ、雑誌類、牛乳パック等)
- (2) アルミ缶及びスチール缶
- (3) びん類(1.8リットル瓶、ビール瓶等。ただし、油瓶や内容物の入ったものは除く。)
- (4) ぼろ類(布団、枕、カーペット、アノラック、毛糸類等は除く。)
- (5) その他市が指定する資源再生物

(協議)

第8条 資源回収団体が資源再生品を回収しようとするときは、資源回収業者と回収方法等について事前に協議するものとする。

2 資源回収団体が回収した資源再生品を資源回収業者へ引き渡す単価(無償の場合も含む。)については、事前に両者協議のうえ決めるものとする。

(奨励金の額)

第9条 資源回収団体に対し、市が交付する奨励金の額は、資源再生品の重量1キログラム当たり3円とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第10条 資源再生品のうちびん類については、1本当たりの重量を、次表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定める重量とみなして算定する。

びんの容量	重量
1.8リットル以上 2.0リットル未満	1.0キログラム
0.5リットル以上 1.0リットル未満	0.5キログラム
0.5リットル未満	0.3キログラム

(交付申請)

第11条 奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、資源集団回収奨励金交付申請書(様式第5号)に、資源回収業者が発行した資源再生品集団回収伝票(様式第6号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第12条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、集団回収奨励金交付決定通知書(様式第2号)第6条関係により、資源回収団体の代表者に通知するものとする。

第13条 市長は、偽りその他の不正な手段により奨励金を受けた資源回収団体があるときは、その団体に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の高岡市資源再生品集団回収事業奨励金交付要綱第 9 条の規定は、施行日以後に回収する資源再生品に対する奨励金から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。